

## (仮称) 日野市いじめ防止対策推進条例（素案）

### 前文

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。いじめは、子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子供の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはどの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得る可能性があります。

いじめをなくすために、市、日野市教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、地域住民、関係機関、そしてすべての子供が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもち、互いに協力しながら、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、互いを尊重し、助け合う心をもっていじめをなくすよう努めなければなりません。

ここに、基本理念を明らかにし、いじめをなくす地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子供に対するいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、日野市（以下「市」という。）、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務、地域住民等の役割並びに関係機関等の連携の推進について明らかにするとともに、いじめの防止等のための基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子供又は児童等（以下本号において「子供等」という。）に対して、当該子供等が在籍する学校その他の場所に在籍している等当該子供等と一定の人的関係にある他の子供等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子供等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 日野市立学校設置条例（昭和39年条例第20号）別表第1及び別表第2に規定する学校をいう。
- (4) 子供 市にかかる18歳未満の人をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）などに規定する施設、その他子供が育ち、

学ぶために利用する施設に在籍などしている18歳以上20歳未満の人も対象とする。

- (5) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (7) 地域住民等 市の市域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の市域内で事業を営む者をいう。
- (8) 関係機関等 警察、児童相談所その他いじめの防止等に関する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての子供の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、すべての子供が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、市、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、並びに関係機関等が、児童等の生命及び心身を保護し、すべての子供をいじめから確実に守るとともに、すべての子供がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを目指して行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けたすべての子供の心情及び背景に配慮し、いじめを受けたすべての子供及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを行った子供の行動の背景にある要因を把握し、いじめの再発を防止するとともに、当該子供が自律した個人として成長できるよう必要な措置を講じることを旨として行われなければならない。

5 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組まなければならない。

6 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、保護者、地域住民等及び関係機関等の連携の下、社会全体でいじめは人権侵害であり絶対に許されるものではないと正しく認識し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 すべての子供は、いじめを行ってはならない。

2 すべての子供は、自分を大切にするとともに、他の人を大切にするよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、地域住民等及び関係機関等と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめは重大な人権侵害であって決して許されないものであるとの認識の下、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民等及び関係機関等と連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて児童等に対しいじめの問題に関する啓発、指導等を行うことにより、学校全体で組織的にいじめの防止等に取り組まなければならない。

2 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子供の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが子供の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、人権侵害にあたるものと認識し、その保護する子供がいじめを行うことのないよう、当該子供に対し、規範意識を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子供がいじめを受けた場合には、適切に当該子供をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、いじめの防止等のため、市、教育委員会及び学校と連携し、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第9条 地域住民等は、それぞれの地域において子供に対する見守り、声かけ等を行うとともに、子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民等は、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、教育委員会、学校又は関係機関等に当該情報を提供するよう努めるものとする。

(関係機関等との連携の推進)

第10条 市、教育委員会及び学校は、いじめの防止等に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて関係機関等に対し協力を求め、これらの機関と連携及び協力して施策を実施するよう努めるものとする。

2 市、教育委員会及び学校は、いじめの実態把握及び適切な対処に資するため、関係機関等に対し、いじめに関する情報の提供について協力を求め、連携及び協力に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(日野市いじめ防止基本方針)

第12条 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策の基本的な方向及び内容に関する事項を日野市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、法第13条の規定に基づき基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、教育委員会に日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進その他いじめの防止等のための対策に関する事項について、連絡調整及び協議を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（日野市教育委員会いじめ問題対策委員会）

第15条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、教育委員会から諮問を受けた場合、又は法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告等をするものとする。

4 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（教育委員会における重大事態への対処）

第16条 教育委員会は、前条の規定による調査結果の報告を受けたときは、法第30条第1項の規定に基づき、その旨を市長に報告するものとする。

（日野市いじめ問題調査委員会）

第17条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、日野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定に基づき、法第28条調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。

3 市長は、前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。

4 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### （協力の要請）

第18条 市長又は教育委員会は、法第28条調査又再調査の実施に当たり必要と認められる場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校（日野市立学校設置条例別表に規定する小学校を除く。）、中学校（同別表に規定する中学校を除く。）、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所等に対し、いじめ及びいじめの防止等に関する情報の提供について協力を要請するものとする。

#### （秘密保持義務）

第19条 協議会、対策委員会及び調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### （委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

### 付 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行日前に、日野市いじめ防止基本方針に基づき設置された、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会いじめ問題対策委員会及びいじめ問題調査委員会は、この条例の相当規定に基づき設置されたものとみなす。